

議案第 66 号

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成21年 2 月 18日 提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

（提案理由）

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に準じて職員の勤務時間の短縮に関する規定の整備等を行おうとするものである。

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年6月条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第2項中「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改める。

第4条中「45分」を「少なくとも45分」に、「1時間」を「少なくとも1時間」に改める。

第4条の2中「任命権者は、」の次に「特別の勤務に従事する職員については、別に定めるところにより」を加える。

第5条の2第1項第1号中「休日」の次に「（前条第2項の規定に基づき毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員については、当該休日が勤務を要しない日に当たる場合は、その直後の正規の勤務時間を割り振られた日とする。ただし、任命権者は、職務の性質により必要があると認めるときは、休日について別に定めることができる。）」を加え、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

- 2 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第4項中「40時間」を「38時間45分」に改める。